

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

(注) アンダーラインを付した箇所が、改正した箇所である。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 事業年度 第 3 節 同族会社 第 3 節の 2 支配関係及び完全支配関係 第 4 節 組織再編成 第 5 節 資本金等の額及び資本等取引 第 6 節 利益積立金額 第 7 節 仮決算における経理 第 8 節 その他	第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 事業年度 第 3 節 同族会社 第 3 節の 2 支配関係及び完全支配関係 第 4 節 組織再編成 第 5 節 資本金等の額及び資本等取引 第 6 節 利益積立金額 第 7 節 仮決算における経理 第 8 節 その他
第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算 第 1 節 収益等の計上に関する通則 第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則 第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益 第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益 第 3 款 役務の提供に係る収益 第 4 款 短期売買商品等の譲渡に係る損益	第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算 第 1 節 収益等の計上に関する通則 第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則 第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益 第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益 第 3 款 役務の提供に係る収益 第 4 款 短期売買商品等の譲渡に係る損益

改 正 後	改 正 前
第 5 款 有価証券の譲渡による損益 第 6 款 利子、配当、使用料等に係る収益 第 7 款 その他の収益等 第 2 節 費用及び損失の計算に関する通則 第 1 款 売上原価等 第 2 款 販売費及び一般管理費等 第 3 款 損失 第 3 節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等 第 1 款 有価証券の譲渡損益等 第 2 款 有価証券の取得価額 第 3 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 第 4 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等 第 5 款 有価証券の時価評価損益 第 6 款 デリバティブ取引に係る損益等 第 7 款 ヘッジ処理による損益 第 8 款 短期売買商品等の譲渡損益等 第 9 款 短期売買商品等の取得価額 第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 第11款 短期売買商品等の時価評価損益 第 4 節 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例 第 5 節 仕入割戻し 第 6 節 その他 第 3 章 受取配当等	第 5 款 有価証券の譲渡による損益 第 6 款 利子、配当、使用料等に係る収益 第 7 款 その他の収益等 第 2 節 費用及び損失の計算に関する通則 第 1 款 売上原価等 第 2 款 販売費及び一般管理費等 第 3 款 損失 第 3 節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等 第 1 款 有価証券の譲渡損益等 第 2 款 有価証券の取得価額 第 3 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 第 4 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等 第 5 款 有価証券の時価評価損益 第 6 款 デリバティブ取引に係る損益等 第 7 款 ヘッジ処理による損益 第 8 款 短期売買商品等の譲渡損益等 第 9 款 短期売買商品等の取得価額 第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 第11款 短期売買商品等の時価評価損益 第 4 節 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例 第 5 節 仕入割戻し 第 6 節 その他 第 3 章 受取配当等

改 正 後	改 正 前
第1節 受取配当等の益金不算入 第2節 削 除 第3節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入 第4章 その他の益金等 第1節 資産の評価益 第1款 通則 第2款 有価証券の評価益 第3款 固定資産の評価益 第4款 その他 第2節 受贈益 第1款 広告宣伝用資産等の受贈益 第2款 未払給与の免除益 第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益 第5章 棚卸資産の評価 第1節 棚卸資産の取得価額 第1款 購入した棚卸資産 第2款 製造等に係る棚卸資産 第2節 棚卸資産の評価の方法 第1款 原価法 第2款 低価法 第3款 評価の方法の選定及び変更 第3節 原価差額の調整	第1節 受取配当等の益金不算入 第2節 削 除 第3節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入 第4章 その他の益金等 第1節 資産の評価益 第1款 通則 第2款 有価証券の評価益 第3款 固定資産の評価益 第4款 その他 第2節 受贈益 第1款 広告宣伝用資産等の受贈益 第2款 未払給与の免除益 第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益 第5章 棚卸資産の評価 第1節 棚卸資産の取得価額 第1款 購入した棚卸資産 第2款 製造等に係る棚卸資産 第2節 棚卸資産の評価の方法 第1款 原価法 第2款 低価法 第3款 評価の方法の選定及び変更 第3節 原価差額の調整

改 正 後	改 正 前
第4節 棚卸しの手続	第4節 棚卸しの手続
第6章 削 除	第6章 削 除
第7章 減価償却資産の償却等	第7章 減価償却資産の償却等
第1節 減価償却資産の範囲	第1節 減価償却資産の範囲
第1款 減価償却資産	第1款 減価償却資産
第2款 少額の減価償却資産等	第2款 少額の減価償却資産等
第2節 減価償却の方法	第2節 減価償却の方法
第3節 固定資産の取得価額等	第3節 固定資産の取得価額等
第1款 固定資産の取得価額	第1款 固定資産の取得価額
第2款 耐用年数の短縮	第2款 耐用年数の短縮
第4節 償却限度額等	第4節 償却限度額等
第1款 通則	第1款 通則
第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額	第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額
第3款 増加償却	第3款 増加償却
第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産	第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産
第5節 償却費の損金経理	第5節 償却費の損金経理
第6節 特殊な資産についての償却計算	第6節 特殊な資産についての償却計算
第1款 鉱業用減価償却資産等の償却	第1款 鉱業用減価償却資産等の償却
第2款 取替資産についての償却	第2款 取替資産についての償却
第3款 特別な償却率を適用する資産の償却	第3款 特別な償却率を適用する資産の償却
第4款 生物の償却	第4款 生物の償却
第6節の2 リース資産の償却等	第6節の2 リース資産の償却等

改 正 後	改 正 前
第 1 款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義 第 2 款 賃借人の処理 第 3 款 賃貸人の処理 第 4 款 その他 第 7 節 除却損失等 第 1 款 除却損失等の損金算入 第 2 款 総合償却資産の除却価額等 第 3 款 個別償却資産の除却価額等 第 8 節 資本的支出と修繕費 第 9 節 劣化資産 第 8 章 繰延資産の償却 第 1 節 繰延資産の意義及び範囲等 第 2 節 繰延資産の償却期間 第 3 節 償却費の計算 第 9 章 その他の損金 第 1 節 資産の評価損 第 1 款 通則 第 2 款 棚卸資産の評価損 第 3 款 有価証券の評価損 第 4 款 固定資産の評価損 第 2 節 役員給与等 第 1 款 役員等の範囲	第 1 款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義 第 2 款 賃借人の処理 第 3 款 賃貸人の処理 第 4 款 その他 第 7 節 除却損失等 第 1 款 除却損失等の損金算入 第 2 款 総合償却資産の除却価額等 第 3 款 個別償却資産の除却価額等 第 8 節 資本的支出と修繕費 第 9 節 劣化資産 第 8 章 繰延資産の償却 第 1 節 繰延資産の意義及び範囲等 第 2 節 繰延資産の償却期間 第 3 節 償却費の計算 第 9 章 その他の損金 第 1 節 資産の評価損 第 1 款 通則 第 2 款 棚卸資産の評価損 第 3 款 有価証券の評価損 第 4 款 固定資産の評価損 第 2 節 役員給与等 第 1 款 役員等の範囲

改 正 後	改 正 前
第 2 款 経済的な利益の供与	第 2 款 経済的な利益の供与
第 3 款 定期同額給与	第 3 款 定期同額給与
第 4 款 事前確定届出給与	第 4 款 事前確定届出給与
第 5 款 損金の額に算入される業績連動給与	第 5 款 損金の額に算入される業績連動給与
第 6 款 過大な役員給与の額	第 6 款 過大な役員給与の額
第 7 款 退職給与	第 7 款 退職給与
第 8 款 使用人給与	第 8 款 使用人給与
第 9 款 転籍、出向者に対する給与等	第 9 款 転籍、出向者に対する給与等
第 3 節 保険料等	第 3 節 保険料等
第 4 節 寄附金	第 4 節 寄附金
第 1 款 寄附金の範囲等	第 1 款 寄附金の範囲等
第 2 款 完全支配関係がある法人間の寄附金	第 2 款 完全支配関係がある法人間の寄附金
第 3 款 国等に対する寄附金	第 3 款 国等に対する寄附金
第 4 款 被災者に対する義援金等	第 4 款 被災者に対する義援金等
第 5 款 その他	第 5 款 その他
第 5 節 租税公課等	第 5 節 租税公課等
第 1 款 租税	第 1 款 租税
第 2 款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第 2 款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第 3 款 第二次納税義務による納付税額	第 3 款 第二次納税義務による納付税額
第 4 款 賦課金、納付金等	第 4 款 賦課金、納付金等
第 5 款 簿外経費	第 5 款 簿外経費
第 6 款 罰科金	第 6 款 罰科金
第 6 節 貸倒損失	第 6 節 貸倒損失
第 1 款 金銭債権の貸倒れ	第 1 款 金銭債権の貸倒れ

改 正 後	改 正 前
第2款 返品債権特別勘定 第6節の2 負担金 第7節 その他の経費 第1款 商品等の販売に要する景品等の費用 第2款 海外渡航費 第3款 会費及び入会金等の費用 第4款 その他 第10章 圧縮記帳 第1節 圧縮記帳の通則 第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳 第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳 第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳 第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳 第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳 第11章 引当金 第1節 通則 第2節 貸倒引当金 第1款 通則 第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金 第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金 第12章 繰越欠損金	第2款 返品債権特別勘定 第6節の2 負担金 第7節 その他の経費 第1款 商品等の販売に要する景品等の費用 第2款 海外渡航費 第3款 会費及び入会金等の費用 第4款 その他 第10章 圧縮記帳 第1節 圧縮記帳の通則 第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳 第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳 第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳 第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳 第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳 第11章 引当金 第1節 通則 第2節 貸倒引当金 第1款 通則 第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金 第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金 第12章 繰越欠損金

改 正 後	改 正 前
第1節 欠損金の繰越し 第2節 災害損失金 第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金 第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算 第1節 通則 第2節 特定資産に係る譲渡等損失額 第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益 第12章の3 削 除 第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益 第1節 通則 第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整 第3節 譲渡損益調整額の戻入れ 第12章の5 リース取引及び賃貸借取引 第1節 リース取引の意義等 第2節 金銭の貸借とされるリース取引 第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定 第2款 譲渡人の処理 第3款 譲受人の処理 第3節 賃貸借取引	第1節 欠損金の繰越し 第2節 災害損失金 第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金 第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算 第1節 通則 第2節 特定資産に係る譲渡等損失額 第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益 第12章の3 削 除 第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益 第1節 通則 第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整 第3節 譲渡損益調整額の戻入れ 第12章の5 リース取引及び賃貸借取引 第1節 リース取引の意義等 第2節 金銭の貸借とされるリース取引 第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定 第2款 譲渡人の処理 第3款 譲受人の処理 第3節 賃貸借取引

改 正 後	改 正 前
第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等 第1節 通則 第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算 第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算 第1節 損益通算及び欠損金の通算 第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等 第1款 通算承認 第2款 通算制度の取りやめ等 第3節 資産の時価評価損益等 第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益 第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益 第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益 第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入 第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等 第2節 外貨建資産等の換算等 第14章 特殊な損益の計算 第1節 特殊な団体の損益 第1款 組合事業による損益	第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等 第1節 通則 第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算 第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算 第1節 損益通算及び欠損金の通算 第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等 第1款 通算承認 第2款 通算制度の取りやめ等 第3節 資産の時価評価損益等 第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益 第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益 第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益 第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入 第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等 第2節 外貨建資産等の換算等 第14章 特殊な損益の計算 第1節 特殊な団体の損益 第1款 組合事業による損益

改 正 後	改 正 前
第2款 従業員団体の損益 第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金 第1款 事業分量配当等 第2款 特別の賦課金 第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益 第1款 更生会社等の損益等 第2款 債権者等の損益 第4節 受益者等課税信託による損益 第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税 第1節 収益事業の範囲 第1款 共通事項 第2款 物品販売業 第3款 不動産販売業 第4款 金銭貸付業 第5款 物品貸付業 第6款 不動産貸付業 第7款 製造業 第8款 通信業 第9款 運送業 第10款 倉庫業 第11款 請負業 第12款 印刷業 第13款 出版業	第2款 従業員団体の損益 第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金 第1款 事業分量配当等 第2款 特別の賦課金 第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益 第1款 更生会社等の損益等 第2款 債権者等の損益 第4節 受益者等課税信託による損益 第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税 第1節 収益事業の範囲 第1款 共通事項 第2款 物品販売業 第3款 不動産販売業 第4款 金銭貸付業 第5款 物品貸付業 第6款 不動産貸付業 第7款 製造業 第8款 通信業 第9款 運送業 第10款 倉庫業 第11款 請負業 第12款 印刷業 第13款 出版業

改 正 後	改 正 前
第14款 写真業 第15款 席貸業 第16款 旅館業 第17款 飲食店業 第18款 周旋業 第19款 代理業 第20款 仲立業 第21款 問屋業 第22款 鉱業及び土石採取業 第23款 浴場業 第24款 理容業 第25款 美容業 第26款 興行業 第27款 遊技所業 第28款 遊覧所業 第29款 医療保健業 第30款 技芸教授業 第31款 駐車場業 第32款 信用保証業 第33款 労働者派遣業 第34款 その他 第2節 収益事業に係る所得の計算等 第16章 税額の計算	第14款 写真業 第15款 席貸業 第16款 旅館業 第17款 飲食店業 第18款 周旋業 第19款 代理業 第20款 仲立業 第21款 問屋業 第22款 鉱業及び土石採取業 第23款 浴場業 第24款 理容業 第25款 美容業 第26款 興行業 第27款 遊技所業 第28款 遊覧所業 第29款 医療保健業 第30款 技芸教授業 第31款 駐車場業 第32款 信用保証業 第33款 労働者派遣業 第34款 その他 第2節 収益事業に係る所得の計算等 第16章 税額の計算

改 正 後	改 正 前
第1節 特定同族会社の特別税率 第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲 第2款 留保金額の計算 第2節 所得税額の控除 第3節 外国税額の控除 第1款 通則 第2款 外国法人税の控除 第3款 その他 第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除 第4節 所得金額の端数計算 第5節 中小企業者等の軽減税率 第17章 申告、納付、還付等 第1節 申告及び納付 第2節 還付 第3節 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例 第1款 特殊の関係 第2款 特定事項記載書類 第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等 第1節 定義 第1款 企業グループ等 第2款 特定多国籍企業グループ等 第3款 恒久的施設等	第1節 特定同族会社の特別税率 第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲 第2款 留保金額の計算 第2節 所得税額の控除 第3節 外国税額の控除 第1款 通則 第2款 外国法人税の控除 第3款 その他 第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除 第4節 所得金額の端数計算 第5節 中小企業者等の軽減税率 第17章 申告、納付、還付等 第1節 申告及び納付 第2節 還付 第3節 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例 第1款 特殊の関係 第2款 特定事項記載書類 第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等 第1節 定義 第1款 企業グループ等 第2款 特定多国籍企業グループ等 第3款 恒久的施設等

改 正 後	改 正 前
第4款 所在地国 第5款 除外会社等 第6款 共同支配会社等 第7款 各種投資会社等 第8款 個別計算所得等の金額 第9款 対象租税 第10款 調整後対象租税額 第2節 国際最低課税額 第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額 第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算 第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額 <u>第3款の2 国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例</u> 第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額 第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算 第6款 適用免除基準 第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例 第8款 その他 第3節 国際最低課税残余額 第1款 国際最低課税残余額に係る配分割合 第2款 国際的な事業活動の初期段階における適用免除 第3款 その他 第4節 国内最低課税額 第1款 構成会社等に係る国内調整後対象租税額	第4款 所在地国 第5款 除外会社等 第6款 共同支配会社等 第7款 各種投資会社等 第8款 個別計算所得等の金額 第9款 対象租税 第10款 調整後対象租税額 第2節 国際最低課税額 第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額 第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算 第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額 第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額 第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算 第6款 適用免除基準 第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例 第8款 その他 第3節 国際最低課税残余額 第1款 国際最低課税残余額に係る配分割合 第2款 国際的な事業活動の初期段階における適用免除 第3款 その他 第4節 国内最低課税額 第1款 構成会社等に係る国内調整後対象租税額

改 正 後	改 正 前
第2款 構成会社等に係る繰越控除帰属額 第3款 構成会社等に係る国内実効税率の計算 第4款 構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額 <u>第4款の2 国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例</u> 第5款 共同支配会社等に係る繰越控除帰属額 第6款 共同支配会社等に係る国内実効税率の計算 第7款 国内グループ純所得の金額から控除する金額の特例 第8款 その他 第19章 退職年金等積立金額の計算 第20章 外国法人の納税義務 第1節 恒久的施設 第1款 外国法人の国内にある支店等 第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等 第3款 外国法人が国内に置く代理人等 第2節 国内源泉所得 第1款 恒久的施設帰属所得 第2款 国内にある資産の所得 第3款 人的役務提供事業の所得 第4款 不動産等の貸付けによる所得 第5款 その他 第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得	第2款 構成会社等に係る繰越控除帰属額 第3款 構成会社等に係る国内実効税率の計算 第4款 構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額 第5款 共同支配会社等に係る繰越控除帰属額 第6款 共同支配会社等に係る国内実効税率の計算 第7款 国内グループ純所得の金額から控除する金額の特例 第8款 その他 第19章 退職年金等積立金額の計算 第20章 外国法人の納税義務 第1節 恒久的施設 第1款 外国法人の国内にある支店等 第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等 第3款 外国法人が国内に置く代理人等 第2節 国内源泉所得 第1款 恒久的施設帰属所得 第2款 国内にある資産の所得 第3款 人的役務提供事業の所得 第4款 不動産等の貸付けによる所得 第5款 その他 第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
第4節 課税標準 第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算 第1款 通則 第2款 益金の額の計算 第3款 損金の額の計算 第4款 保険会社の投資資産及び投資収益 第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入 第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入 第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益 第8款 その他 第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算 第7節 税額の計算 第1款 所得税額の控除 第2款 外国税額の控除 第3款 分配時調整外国税相当額の控除 第8節 申告及び還付 第1款 申告 第2款 還付 第9節 国際最低課税残余额 附 則	第4節 課税標準 第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算 第1款 通則 第2款 益金の額の計算 第3款 損金の額の計算 第4款 保険会社の投資資産及び投資収益 第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入 第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入 第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益 第8款 その他 第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算 第7節 税額の計算 第1款 所得税額の控除 第2款 外国税額の控除 第3款 分配時調整外国税相当額の控除 第8節 申告及び還付 第1款 申告 第2款 還付 第9節 国際最低課税残余额 <u>第10節 国内最低課税額</u> 附 則

改 正 後	改 正 前
別 表	別 表

二 定義

改 正 後	改 正 前
(総収入金額の円換算) 18-1-7の2 特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この章において同じ。）の判定に当たり、多国籍企業グループ等に係る最終親会社等（同条第10号に規定する最終親会社等をいう。以下この章において同じ。）の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、当該連結等財務諸表に外国通貨で表示される同条第4号の「総収入金額として財務省令で定める金額」を当該判定に係る対象会計年度開始の日（規則第38条の3《本邦通貨表示の金額への換算》に規定する開始の日をいう。）の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値により、本邦通貨表示の金額に換算した金額を用いて当該判定を行うことに留意する。 (注) 本文の取扱いは、<u>法第82条の3第8項各号</u>《国際最低課税額》及び法第82条の19第8項各号《国内最低課税額》、令第155条の6第3項第2号及び第3号《特定多国籍企業グループ等の範囲》、令第155条の18第2項第8号《個別計算所得等の金額の計算》、令第155条の35第4項各号《調整後対象租税額の計算》、令第155条の40第1項第2号《構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額》、令第155条の44第1項第2号《無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額》、令第155条の59第8項第2号《国際最低課税残余額》、令第155条の61第2項《構成会社等に係る国内調整後対象租税額》並びに令第155条の64第1項第2号《構成会社等に係る再	(総収入金額の円換算) 18-1-7の2 特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この章において同じ。）の判定に当たり、多国籍企業グループ等に係る最終親会社等（同条第10号に規定する最終親会社等をいう。以下この章において同じ。）の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、当該連結等財務諸表に外国通貨で表示される同条第4号の「総収入金額として財務省令で定める金額」を当該判定に係る対象会計年度開始の日（規則第38条の3《本邦通貨表示の金額への換算》に規定する開始の日をいう。）の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値により、本邦通貨表示の金額に換算した金額を用いて当該判定を行うことに留意する。 (注) 本文の取扱いは、<u>法第82条の3第7項各号</u>《国際最低課税額》及び法第82条の19第8項各号《国内最低課税額》、令第155条の6第3項第2号及び第3号《特定多国籍企業グループ等の範囲》、令第155条の18第2項第8号《個別計算所得等の金額の計算》、令第155条の35第4項各号《調整後対象租税額の計算》、令第155条の40第1項第2号《構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額》、令第155条の44第1項第2号《無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額》、令第155条の59第8項第2号《国際最低課税残余額》、令第155条の61第2項《構成会社等に係る国内調整後対象租税額》並びに令第155条の64第1項第2号《構成会社等に係る再

改 正 後	改 正 前
計算グループ国内最低課税額》並びに規則第 38 条の 10 第 7 項第 1 号《除外会社等の範囲》及び規則第 38 条の 44 第 4 項第 2 号《収入金額等に関する適用免除基準》に係る判定を行う場合についても、同様とする。 (調整後法人税等調整額に加算する被配分繰延対象租税額) 18-1-67 の 2 構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等である場合の規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号《調整後対象租税額の計算》に掲げる金額は、当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等につき同条第 24 項の規定の適用を受けない限り、調整後法人税等調整額に同条第 4 項第 1 号に定める金額（当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の同号に規定する配分可能繰延対象租税額に係る部分の金額に限る。）を加算して計算することに留意する。 (注) 本文の取扱いは、構成会社等又は共同支配会社等が、同項第 4 号の親会社等がその持分を直接又は間接に有する構成会社等又は共同支配会社等である場合及び同項第 5 号の構成員等がその所有持分を有する構成会社等又は共同支配会社等である場合の同条第 3 項第 1 号に掲げる金額についても、同様とする。 (法人税等調整額を繰延対象租税額に含めない特例を選択した場合における繰延対象租税額から減算する金額) 18-1-70 の 7 規則第 38 条の 28 第 21 項又は第 22 項《調整後対象租税額の計算》の規定により令第 155 条の 35 第 1 項第 2 号《調整後対象租税額の計算》に掲げる金額（繰延対象租税額）から減算する金額は、法人税等調整額につき規則第 38 条の 28 第 3 項の規定により計算した金額を基礎として算定することに留	計算グループ国内最低課税額》並びに規則第 38 条の 10 第 7 項第 1 号《除外会社等の範囲》及び規則第 38 条の 44 第 4 項第 2 号《収入金額等に関する適用免除基準》に係る判定を行う場合についても、同様とする。 (調整後法人税等調整額に加算する被配分繰延対象租税額) 18-1-67 の 2 構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等である場合の規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号《調整後対象租税額の計算》に掲げる金額は、当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等につき同条第 23 項の規定の適用を受けない限り、調整後法人税等調整額に同条第 4 項第 1 号に定める金額（当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の同号に規定する配分可能繰延対象租税額に係る部分の金額に限る。）を加算して計算することに留意する。 (注) 本文の取扱いは、構成会社等又は共同支配会社等が、同項第 4 号の親会社等がその持分を直接又は間接に有する構成会社等又は共同支配会社等である場合及び同項第 5 号の構成員等がその所有持分を有する構成会社等又は共同支配会社等である場合の同条第 3 項第 1 号に掲げる金額についても、同様とする。 (法人税等調整額を繰延対象租税額に含めない特例を選択した場合における繰延対象租税額から減算する金額) 18-1-70 の 7 規則第 38 条の 28 第 20 項又は第 21 項《調整後対象租税額の計算》の規定により令第 155 条の 35 第 1 項第 2 号《調整後対象租税額の計算》に掲げる金額（繰延対象租税額）から減算する金額は、法人税等調整額につき規則第 38 条の 28 第 3 項の規定により計算した金額を基礎として算定することに留

改 正 後	改 正 前
意する。 (配分可能繰延対象租税額を被配分繰延対象租税額に含めない特例を選択した場合の適用会社等におけるその含めないこととした金額の取扱い) 18-1-70 の 8 規則第 38 条の 28 第 24 項《調整後対象租税額の計算》に規定する適用会社等につき同項の規定の適用を受ける場合における当該適用会社等の令第 155 条の 35 第 1 項第 2 号《調整後対象租税額の計算》に掲げる金額には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を含めないことに留意する。 (1) 当該適用会社等が規則第 38 条の 28 第 4 項第 1 号の恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等である場合 同号に定める金額 (2) 当該適用会社等が同項第 4 号の親会社等である場合 同号に定める金額 (3) 当該適用会社等が同項第 5 号の構成員等である場合 同号に定める金額 (不確実な税務処理に係る法人税等の額の例示) 18-1-72 規則第 38 条の 28 第 31 項《調整後対象租税額の計算》の不確実な税務処理に係る法人税等の額には、例えば、構成会社等又は共同支配会社等の法人税又は法人税に相当する税について、申告の要否の判断や収益等の額が課税所得の金額に含まれるかどうかの判断につき、当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局にこれらの判断に基づく申告が適正であると認められることが不確実であるものとして計上された法人税等(令第 155 条の 35 第 2 項第 1 号《調整後対象租税額の計算》に規定する法人税等をいう。以下 18-1-73 において同じ。)の額がこれに該当することに留意する。	意する。 (配分可能繰延対象租税額を被配分繰延対象租税額に含めない特例を選択した場合の適用会社等におけるその含めないこととした金額の取扱い) 18-1-70 の 8 規則第 38 条の 28 第 23 項《調整後対象租税額の計算》に規定する適用会社等につき同項の規定の適用を受ける場合における当該適用会社等の令第 155 条の 35 第 1 項第 2 号《調整後対象租税額の計算》に掲げる金額には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を含めないことに留意する。 (1) 当該適用会社等が規則第 38 条の 28 第 4 項第 1 号の恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等である場合 同号に定める金額 (2) 当該適用会社等が同項第 4 号の親会社等である場合 同号に定める金額 (3) 当該適用会社等が同項第 5 号の構成員等である場合 同号に定める金額 (不確実な税務処理に係る法人税等の額の例示) 18-1-72 規則第 38 条の 28 第 30 項《調整後対象租税額の計算》の不確実な税務処理に係る法人税等の額には、例えば、構成会社等又は共同支配会社等の法人税又は法人税に相当する税について、申告の要否の判断や収益等の額が課税所得の金額に含まれるかどうかの判断につき、当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局にこれらの判断に基づく申告が適正であると認められることが不確実であるものとして計上された法人税等(令第 155 条の 35 第 2 項第 1 号《調整後対象租税額の計算》に規定する法人税等をいう。以下 18-1-73 において同じ。)の額がこれに該当することに留意する。

改 正 後	改 正 前
(特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額) 18-1-83 規則第 38 条の 29 第 9 項第 2 号ロ《被配分当期対象租税額等》の「<u>イ</u>の特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額として当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」の算出に当たり、例えば、我が国を所在地国とする配分会社等に平成 10 年 10 月 30 日付「税効果会計に係る会計基準」が適用される場合には、<u>同号ロ</u>の「<u>イ</u>の配分会社等に係る特定調整後国外所得金額等以外の所得の金額（適格給付付き税額控除額又は……適格適用者変更税額控除額を当該所得の金額に係る益金の額としていない場合にはこれらの金額を当該所得の金額に加算した金額とし、……税額控除の額を当該所得の金額に係る益金の額としている場合には当該税額控除の額を当該所得の金額から減算した金額とする。）」に平成 30 年 2 月 16 日付企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第 4 項(1)の「法定実効税率」（以下 18-1-83 において「法定実効税率」という。）を乗じて計算した金額として差し支えない。 (注) 本文の取扱いを適用する場合には、同条第 9 項第 3 号イの「当該配分会社等に適用される特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額（……）として当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」は、同号イの「当該配分会社等又は被配分会社等の調整後国外所得金額等」に法定実効税率を乗じて計算した金額とすることに留意する。	(特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額) 18-1-83 規則第 38 条の 29 第 9 項第 2 号イ《被配分当期対象租税額等》の「<u>当該</u>特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額として当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」の算出に当たり、例えば、我が国を所在地国とする配分会社等に平成 10 年 10 月 30 日付「税効果会計に係る会計基準」が適用される場合には、<u>同号イ</u>の「<u>当該</u>配分会社等に係る特定調整後国外所得金額等以外の所得の金額（適格給付付き税額控除額又は……適格適用者変更税額控除額を当該所得の金額に係る益金の額としていない場合にはこれらの金額を当該所得の金額に加算した金額とし、……税額控除の額を当該所得の金額に係る益金の額としている場合には当該税額控除の額を当該所得の金額から減算した金額とする。）」に平成 30 年 2 月 16 日付企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第 4 項(1)の「法定実効税率」（以下 18-1-83 において「法定実効税率」という。）を乗じて計算した金額として差し支えない。 (注) 本文の取扱いを適用する場合には、同条第 9 項第 3 号イの「当該配分会社等に適用される特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額（……）として当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」は、同号イの「当該配分会社等又は被配分会社等の調整後国外所得金額等」に法定実効税率を乗じて計算した金額とすることに留意する。

三 国際最低課税額

改 正 後	改 正 前
(特定費用の額又は特定資産の額に係る取扱い) 18-2-1 の 3 令第 155 条の 38 第 1 項第 1 号又は第 2 号《国別グループ純所得の金額から控除する金額》に掲げる金額には、構成会社等（同項に規定する構成会社等をいう。以下 18-2-1 の 3 において同じ。）の特定費用（同項第 1 号に規定する特定費用をいう。）の額又は構成会社等有する特定資産（同項第 2 号に規定する特定資産をいう。以下 <u>18-2-6 の 2</u> までにおいて同じ。）の額の一部を含めないこととして差し支えない。 (繰延税金負債の取崩しの順序) 18-2-5 の 5 各対象会計年度において取戻繰延税金負債を後入先出法（規則第 38 条の 32 第 2 項第 1 号《構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額》に掲げる後入先出法をいう。）又は先入先出法により算出する場合において、同条第 6 項の規定により読み替えられた規則第 38 条の 28 第 17 項《調整後対象租税額の計算》の「当該適用対象会計年度の前対象会計年度までに計上されたもの」は、規則第 38 条の 32 第 6 項において準用する規則第 38 条の 28 第 16 項の規定に基づき、次の順により取り崩されたものとみなすことに留意する。 (1) 移行対象会計年度前繰延税金負債 (2) 移行対象会計年度から<u>同条第 22 項</u>の規定の適用を受けた対象会計年度の前対象会計年度までに計上されたもの (3) 同項の規定の適用を受けた対象会計年度から<u>同条第 23 項</u>の規定の適用を受けた対象会計年度の前対象会計年度までに計上されたもの (廃 止)	(特定費用の額又は特定資産の額に係る取扱い) 18-2-1 の 3 令第 155 条の 38 第 1 項第 1 号又は第 2 号《国別グループ純所得の金額から控除する金額》に掲げる金額には、構成会社等（同項に規定する構成会社等をいう。以下 18-2-1 の 3 において同じ。）の特定費用（同項第 1 号に規定する特定費用をいう。）の額又は構成会社等有する特定資産（同項第 2 号に規定する特定資産をいう。以下 <u>18-2-2 の 2</u> において同じ。）の額の一部を含めないこととして差し支えない。 (繰延税金負債の取崩しの順序) 18-2-5 の 5 各対象会計年度において取戻繰延税金負債を後入先出法（規則第 38 条の 32 第 2 項第 1 号《構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額》に掲げる後入先出法をいう。）又は先入先出法により算出する場合において、同条第 6 項の規定により読み替えられた規則第 38 条の 28 第 17 項《調整後対象租税額の計算》の「当該適用対象会計年度の前対象会計年度までに計上されたもの」は、規則第 38 条の 32 第 6 項において準用する規則第 38 条の 28 第 16 項の規定に基づき、次の順により取り崩されたものとみなすことに留意する。 (1) 移行対象会計年度前繰延税金負債 (2) 移行対象会計年度から<u>同条第 21 項</u>の規定の適用を受けた対象会計年度の前対象会計年度までに計上されたもの (3) 同項の規定の適用を受けた対象会計年度から<u>同条第 22 項</u>の規定の適用を受けた対象会計年度の前対象会計年度までに計上されたもの <u>(取戻繰延税金負債に相当する金額から除かれる金額を算定する場合における有形資産の範囲)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>第 3 款の 2 国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例</u> <u>(特定資産に係る償却費の額の意義)</u> <u>18－2－6 の 2 規則第 38 条の 34 の 2 第 2 項《国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例》の規定により読み替えられた令第 155 条の 38 第 1 項第 2 号《国別グループ純所得の金額から控除する金額》の「特定資産に係る償却費の額」は、損益計算書又は連結損益計算書の項目に計上される特定資産に係る償却費の額をいうことに留意する。</u> <u>(特別給付付き税額控除等相当額がある場合の被配分当期対象租税額の計算)</u> <u>18－2－6 の 3 令第 155 条の 42 の 2 第 2 項《国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例》の対象会計年度において同項の構成会社等に係る特別給付付き税額控除等相当額（同項に規定する特別給付付き税額控除等相当額をいう。）について同項の規定の適用を受ける場合であっても、被配分当期対象租税額（令第 155 条の 35 第 2 項第 1 号《調整後対象租税額の計算》に規定する被配分当期対象租税額をいう。）の計算においては、これを考</u>	<u>18－2－5 の 7 規則第 38 条の 35 第 1 項第 2 号イ《無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額》に掲げる金額は、法人税又は法人税に相当する税に関する法令の規定により損金の額に算入される金額をいうのであるから、同号の取戻繰延税金負債に相当する金額から除かれる金額（同号イに掲げる金額に係る部分の金額に限る。）の算定に当たっては、同号イの有形資産が貸借対照表又は連結貸借対照表に有形資産として計上されているかどうかを問わないことに留意する。</u> （新 設） （新 設） （新 設）

改	正	後	改	正	前
<u>慮しないことに留意する。</u> <u>(特別税額控除等相当額の計算)</u> <u>18-2-6 の 4 規則第 38 条の 34 の 2 第 10 項《国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例》の「当該各号に定める金額を基礎として、当該所在地国の対象租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」は、同項各号に定める金額をないものとしたならば算定されることとなる各対象会計年度に係る構成会社等の対象租税の額から、当該対象会計年度に係る当該構成会社等の対象租税の額を控除した残額によることとして差し支えない。</u> <u>(注) 当該対象会計年度において当該構成会社等に欠損の金額がある場合には、当該欠損の金額のうち、同項第 2 号及び第 3 号に定める金額並びに同項第 2 号及び第 3 号の規定に準じて計算した金額に係る部分の金額を基礎として、当該構成会社等の所在地国の対象租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額を本文により算出した金額に加算することに留意する。</u> <u>(支出した金額を超える部分の金額に含まれないものの例示)</u> <u>18-2-6 の 5 規則第 38 条の 34 の 2 第 10 項第 2 号《国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例》の「当該金額のうち当該構成会社等に係る同号イに規定する支出した金額を超える部分の金額」には、例えば、特別償却、割増償却又は増加償却の規定の適用により計算された償却額で、各対象会計年度に係る当該構成会社等の対象租税の額の計算上課税標準から控除された金額は含まれないことに留意する。</u>			(新 設) (新 設)		

改 正 後	改 正 前
<u>(有形資産の数量その他これに準ずるものの例示)</u> <u>18-2-6 の 6 令第 155 条の 42 の 2 第 3 項第 2 号ロ《国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例》の「有形資産（当該税額控除等規定の施行前に生産したものを除く。）の数量その他これに準ずるもの」には、例えば、電気（当該税額控除等規定の施行前に生産したものを除く。）の電力量及び燃料（当該税額控除等規定の施行前に生産したものを除く。）の数量が含まれることに留意する。</u> <u>(取戻繰延税金負債に相当する金額から除かれる金額を算定する場合における有形資産の範囲)</u> <u>18-2-7 の 2 規則第 38 条の 35 第 1 項第 2 号イ《無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額》に掲げる金額は、法人税又は法人税に相当する税に関する法令の規定により損金の額に算入される金額をいうのであるから、同号の取戻繰延税金負債に相当する金額から除かれる金額（同号イに掲げる金額に係る部分の金額に限る。）の算定に当たっては、同号イの有形資産が貸借対照表又は連結貸借対照表に有形資産として計上されているかどうかを問わないことに留意する。</u> 第 5 款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算 (特定構成会社等がある場合の適用免除基準) 18-2-9 法第 82 条の 3 第 8 項《国際最低課税額》の規定の適用に当たり、令第 155 条の 55 第 1 項各号《収入金額等に関する適用免除基準》の収入金額	(新 設) (新 設) 第 5 款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算 (特定構成会社等がある場合の適用免除基準) 18-2-9 法第 82 条の 3 第 7 項《国際最低課税額》の規定の適用に当たり、令第 155 条の 55 第 1 項各号《収入金額等に関する適用免除基準》の収入金額

改 正 後	改 正 前
並びに同条第2項第1号の個別計算所得金額及び同項第2号の個別計算損失金額については、法第82条の3第3項に規定する特定構成会社等（同項第3号に掲げる各種投資会社等を除く。）と同項に規定する特定構成会社等以外の構成会社等とに区分せずに計算することに留意する。 （無国籍構成会社等に対する適用免除基準の不適用） 18-2-10 無国籍構成会社等については、<u>法第82条の3第8項及び第9項</u>（国際最低課税額）の規定の適用はないことに留意する。 （国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例） 18-2-11 <u>法第82条の3第12項</u>（国際最低課税額）の規定の適用に当たり、同条第2項第1号イ(2)に掲げる金額の記録のないグループ国際最低課税額等報告事項等（法第150条の3第1項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等をいう。以下18-2-11において同じ。）は、<u>法第82条の3第12項</u>の「この項の規定の適用を受けようとする旨を含むもの」に該当することに留意する。 （注）グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第150条の3第3項の規定の適用がある場合に限る。）におけるグループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項についても、同様とする。	並びに同条第2項第1号の個別計算所得金額及び同項第2号の個別計算損失金額については、法第82条の3第3項に規定する特定構成会社等（同項第3号に掲げる各種投資会社等を除く。）と同項に規定する特定構成会社等以外の構成会社等とに区分せずに計算することに留意する。 （無国籍構成会社等に対する適用免除基準の不適用） 18-2-10 無国籍構成会社等については、<u>法第82条の3第7項及び第8項</u>（国際最低課税額）の規定の適用はないことに留意する。 （国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例） 18-2-11 <u>法第82条の3第11項</u>（国際最低課税額）の規定の適用に当たり、同条第2項第1号イ(2)に掲げる金額の記録のないグループ国際最低課税額等報告事項等（法第150条の3第1項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等をいう。以下18-2-11において同じ。）は、<u>法第82条の3第11項</u>の「この項の規定の適用を受けようとする旨を含むもの」に該当することに留意する。 （注）グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第150条の3第3項の規定の適用がある場合に限る。）におけるグループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項についても、同様とする。

四 国内最低課税額

改 正 後	改 正 前
<u>第4款の2 国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例</u>	（新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>（特別給付付き税額控除等相当額がある場合の被配分当期対象租税額の計算）</u> <u>18－4－5 の 2 令第 155 条の 68 の 2 第 2 項《国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例》の対象会計年度において同項の構成会社等に係る特別給付付き税額控除等相当額（同項に規定する特別給付付き税額控除等相当額をいう。）について同項の規定の適用を受ける場合であっても、被配分当期対象租税額（令第 155 条の 35 第 2 項第 1 号《調整後対象租税額の計算》に規定する被配分当期対象租税額をいう。）の計算においては、これを考慮しないことに留意する。</u> <u>（構成会社等に係る当期グループ国内最低課税額等の円換算）</u> 18－4－9 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、<u>外国通貨表示の金額により計算された法第 82 条の 19 第 2 項第 1 号イ《国内最低課税額》に規定する当期グループ国内最低課税額、同号ロに規定する再計算グループ国内最低課税額、令第 155 条の 67 《構成会社等に係る未分配所得国内最低課税額》の株主等別未分配額及び法第 82 条の 19 第 2 項第 3 号ハに規定する控除した残額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。</u> (1) 各対象会計年度における期中平均相場（当該各対象会計年度における対顧客直物電信買相場（以下 <u>18－4－10</u> までにおいて「電信買相場」という。）の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値（以下 <u>18－4－10</u> までにおいて「電信売買相場の仲値」という。）の平均値をいう。<u>以下 18－4－10 において同じ。</u>）により円換算を行う方法 (2) 各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法	（新 設） <u>（課税標準国内最低課税額の円換算）</u> 18－4－9 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、<u>法第 82 条の 20 第 2 項《課税標準》の各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額は、外国通貨表示の金額により計算された同項の各対象会計年度の国内最低課税額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。</u> (1) <u>当該各対象会計年度における期中平均相場（当該各対象会計年度における対顧客直物電信買相場（以下 <u>18－4－9</u> において「電信買相場」という。）の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値（以下 <u>18－4－9</u> において「電信売買相場の仲値」という。）の平均値をいう。）により円換算を行う方法</u> (2) <u>当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u>

改 正 後	改 正 前
(3) 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法 <u>(共同支配会社等に係る当期グループ国内最低課税額等の円換算)</u> <u>18-4-10 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、外国通貨表示の金額により計算された法第 82 条の 19 第 5 項第 1 号イ《国内最低課税額》に規定する当期グループ国内最低課税額、同号ロに規定する再計算グループ国内最低課税額、令第 155 条の 75《共同支配会社等に係る未分配所得国内最低課税額》において準用する令第 155 条の 67《構成会社等に係る未分配所得国内最低課税額》の株主等別未分配額及び法第 82 条の 19 第 5 項第 3 号ハに規定する控除した残額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。</u> <u>(1) 各対象会計年度における期中平均相場により円換算を行う方法</u> <u>(2) 各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u> <u>(3) 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u>	(3) <u>当該</u>各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法 (新 設)

五 国際最低課税残余额

改 正 後	改 正 前
(課税標準国際最低課税残余额の円換算) 20-9-1 特定多国籍企業グループ等（法第 82 条第 4 号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。）に係る最終親会社等（同条第 10 号に規定	(課税標準国際最低課税残余额の円換算) 20-9-1 特定多国籍企業グループ等（法第 82 条第 4 号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。<u>以下この章において同じ。</u>）に係る最終親

改 正 後	改 正 前
する最終親会社等をいう。)の連結等財務諸表(同条第1号に規定する連結等財務諸表をいう。)が外国通貨で表示される場合には、法第145条の3第2項(課税標準)の各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額は、外国通貨表示の金額により計算された同項の各対象会計年度の国際最低課税残余額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。 (1) 当該各対象会計年度における期中平均相場(当該各対象会計年度における対顧客直物電信買相場(以下20-9-1において「電信買相場」という。)の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値(以下20-9-1において「電信売買相場の仲値」という。)の平均値をいう。)により円換算を行う方法 (2) 当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法 (3) 当該各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法	会社等(同条第10号に規定する最終親会社等をいう。<u>以下この章において同じ。</u>)の連結等財務諸表(同条第1号に規定する連結等財務諸表をいう。<u>以下この章において同じ。</u>)が外国通貨で表示される場合には、法第145条の3第2項(課税標準)の各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額は、外国通貨表示の金額により計算された同項の各対象会計年度の国際最低課税残余額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。 (1) 当該各対象会計年度における期中平均相場(当該各対象会計年度における対顧客直物電信買相場(以下20-9-1において「電信買相場」という。)の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値(以下20-9-1において「電信売買相場の仲値」という。)の平均値をいう。)により円換算を行う方法 (2) 当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法 (3) 当該各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法

六 国内最低課税額

改 正 後	改 正 前
(廃 止) (廃 止)	第10節 国内最低課税額 <u>(課税標準国内最低課税額の円換算)</u> 20-10-1 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が

改 正 後	改 正 前
	<u>外国通貨で表示される場合には、法第 145 条の 7 第 2 項《課税標準》の各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額は、外国通貨表示の金額により計算された同項の各対象会計年度の国内最低課税額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。</u> (1) <u>当該各対象会計年度における期中平均相場（当該各対象会計年度における対顧客直物電信買相場（以下 20－10－1 において「電信買相場」という。）の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値（以下 20－10－1 において「電信売買相場の仲値」という。）の平均値をいう。）により円換算を行う方法</u> (2) <u>当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u> (3) <u>当該各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u>

七 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<u>（経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期(1)）</u> <u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、経過的取扱い(2)を除き、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度分の法第 82 条の 3 第 1 項《国際最低課税額》に規定する国際最低課税額（以下経過的取扱い(1)において「国際最低課税額」という。）に対する法人税、同日以後に開始する対象会計年度分の法第 82 条の 11 第 1 項《国際最低課税残余額》に規定する国際最低課税残余額に対する法人税及び同日以後に開始する対象会計年度分の法第 82 条の 19 第 1 項</u>	（新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>《国内最低課税額》に規定する国内最低課税額に対する法人税について適用し、同日前に開始した対象会計年度分の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。</u> <u>（経過的处理(2)…改正通達の適用時期(2)）</u> <u>この法令解釈通達による改正後の18－2－6の2から18－2－6の6までの取扱いは、令和8年1月1日以後に開始する対象会計年度について適用する。</u>	(新 設)